

弁護士・高石秀樹の 「特許」チャンネル



【特許】

文書提出命令(1)

(条文、概論、査証制度の紹介)

文書提出命令(1)

(条文、概論、査証制度 の紹介)



【特許】【意匠】【知財全般】
弁護士・弁理士・米国CAL弁護士
米国PA試験合格 **高石秀樹**



弁護士・高石秀樹の 「特許」チャンネル



【特許】

文書提出命令(2)

(「必要性」・「相当性」の裁判例)

文書提出命令(2) (「必要性」・「相当性」の 裁判例)



【特許】【意匠】【知財全般】
弁護士・弁理士・米国CAL弁護士
米国PA試験合格 **高石秀樹**

弁護士・高石秀樹の 「特許」チャンネル



【特許】

文書提出命令(3)

(その他～不提出の効果、所持否定)

文書提出命令(3)

(その他～不提出の効果, 所持否定)



【特許】【意匠】【知財全般】
弁護士・弁理士・米国CAL弁護士
米国PA試験合格 **高石秀樹**

弁護士・高石秀樹の 「特許」チャンネル

【特許】



日本で証拠とするための、
米国Discoveryを用いた
証拠収集 (USC1782)

日本で証拠とするための 米国Discoveryを用いた 証拠収集 (USC1782)



【特許】【意匠】【知財全般】
弁護士・弁理士・米国CAL弁護士
米国PA試験合格 **高石秀樹**

<USC(=United States Code)1782>Assistance to foreign and international tribunals and to litigants before such tribunals

「(a) The district court of the district in which a person resides or is found may order him to give his testimony or statement or to produce a document or other thing for use in a proceeding in a foreign or international tribunal, including criminal investigations conducted before formal accusation. The order may be made pursuant to a letter rogatory issued, or request made, by a foreign or international tribunal or upon the application of any interested person and may direct that the testimony or statement be given, or the document or other thing be produced, before a person appointed by the court. By virtue of his appointment, the person appointed has power to administer any necessary oath and take the testimony or statement. The order may prescribe the practice and procedure, which may be in whole or part the practice and procedure of the foreign country or the international tribunal, for taking the testimony or statement or producing the document or other thing. To the extent that the order does not prescribe otherwise, the testimony or statement shall be taken, and the document or other thing produced, in accordance with the Federal Rules of Civil Procedure. A person may not be compelled to give his testimony or statement or to produce a document or other thing in violation of any legally applicable privilege.」

<USC(=United States Code)1782>Assistance to foreign and international tribunals and to litigants before such tribunals

「その者が居住又は所在する地区を管轄する連邦地方裁判所は、その者に対して、正式起訴前の刑事捜査を含む外国又は国際法廷の手続で使用する目的のため、その者に対して、証言若しくは陳述を行い、又は文書その他の物を提出するよう命令することができる。当該命令は、外国若しくは国際法廷による嘱託書又は要請に従って、又は利害関係者の申立てによって出され、裁判所が任命した者の前で証言若しくは供述し、又は文書その他の物を提出するよう指示することができる。この任命を理由として、任命された者は、必要なすべての宣誓を行わせ、証言又は供述を録取する権限を取得する。当該命令は、証言若しくは供述を録取し、又は文書その他の物を提出するための実務と手続を定め、当該実務及び手続は、外国若しくは国際法廷の実務及び手続の全部又は一部とすることができる。当該命令が別段の定めをしない限り、連邦民事手続規則に従って、証言若しくは供述を録取し、又は文書その他の物を提出させるものとする。その者は、証言若しくは供述、又は文書その他の物の提出を、法律上適用される秘匿特権に反して強制されない。」

<USC1782>を活用できる場面(＋注意点)

①Discoveryの対象物が米国内に存在する

⇒対象物が存在する州の連邦地裁に申し立てる。

⇒(米国代理人からは、)**USC1782の成功率は高い**と聞いている。

② Discoveryの相手は、訴訟当事者に限られない!!

⇒**訴訟当事者は、出し渋る。連邦地裁と要折衝。**

(⇒Discoveryに実績がある米国代理人と連携する。)

⇒**第三者は、連邦地裁の命令があれば出す。**

⇒**訴訟当事者の取引先がターゲットになる!!**

※嫌がらせと認定されないように、取得したら証拠提出すべき

Intel v. Advanced Micro米国連邦最高裁判決

542 U.S. 241; 124 S. Ct. 2466; 159 L. Ed. 2d 355; (2004)

- ①係争地である外国が、米国と同様のディスカバリー制度をもつ場合に限定されない。
- ②「利害関係者」とは外国での訴訟手続きの当事者に限定されない。
- ③「法廷」とは「第一審の決定機関」を包括的に意味し、行政審判や準司法手続機関も含む。
- ④外国での訴訟手続きが「係属中」である必要はなく、再審が合理的に予想される場合も含む。

(連邦地裁が、USC1782を発動すべきか否か判断する際の考慮要素)

①ディスカバリー手続の申立人が、米国外で行われている訴訟手続の参加者であるか。(米国外で行われている訴訟手続の参加者に対して、当該米国外法廷が証拠の提示を命じることが可能であると推定される。⇒他方、米国外の法廷が訴訟参加者以外の者に対する裁判管轄権を有しない場合があり、訴訟参加者以外の者から証拠を収集する方法は、USC1782に限られる場合がある。)⇒日本の文書提出命令の取扱い

②米国外の法廷の性質、訴訟手続の性格、米国連邦裁判所による司法扶助を外国の政府、裁判所、その機関が受容する可能性。⇒日本はOK

③USC1782の申立てが、米国外法廷の管轄または米国での証拠収集に関する制限または方針を逸脱する意図のものであるか。

④申立が不当な侵害であるか、煩瑣なものであるか。

⇒外国の裁判手続で収集できない証拠も収集できる可能性があるが、証拠収集ができない理由によっては、USC1782を使えない場合もありうる。(前頁②③)

⇒ドイツの訴訟のためにUSC1782を利用できるか、という議論がある。～inspection(査察制度)がドイツの証拠収集の全てという方針か否かが問題となる。

⇒日本においてドイツのinspection(査察制度)を導入した場合にUSC1782を利用できなくなることが、日本実務家としては最悪のシナリオ。(※可能性は低いか...)

(まとめ／TIP)～日本で証拠とするための、 米国Discoveryを用いた証拠収集(USC1782)

※Discoveryの相手は、訴訟当事者に限られない!!

⇒ 訴訟当事者は、出し渋る。連邦地裁と要折衝。
(⇒ Discoveryに実績がある米国代理人と連携する。)

⇒ 第三者は、連邦地裁の命令があれば出す。
⇒ 訴訟当事者の取引先がターゲットになる!!

USC1782の成功率は高い⇒大規模訴訟では一考。